

## 時津町協働のまちづくり事業実施要綱

平成26年2月21日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、自治会及び自治公民館（以下「自治会等」という。）の組織や組織活動を充実させるため、町と自治会等が協働して行うまちづくり事業（以下「協働事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業対象団体)

第2条 協働事業の提案をすることができる団体は、自治会等とする。

(対象となる事業)

第3条 協働事業は、次に掲げる要件を満たすものとし、町との協働で地域プランの作成ができる事業とする。

- (1) 公益的な事業であって、協働で実施することにより地域課題や行政課題の解決が図られ、施策として展開できるもの
- (2) 町民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できるもの
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果及び住民の自治力の向上が期待できるもの
- (4) 先進性、先駆性等があり、新しい視点からの取組であるもの
- (5) 提案する自治会等が実施することが可能であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、協働事業の対象としない。

- (1) 営利又は政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (3) 既存の制度で対応できる事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 前各号に掲げる事業のほか、町との協議が整わない事業

(事業期間)

第4条 事業期間は、単年度を原則とする。

(協働事業の提案)

第5条 協働事業を提案しようとする自治会等は、町の担当課との協議等を経て、協働のまちづくり事業に関する提案書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、添付書類については、町長がその必要がないと認めるときは、省略することができる。

(1) 協働のまちづくり事業に関する企画書(地域プラン)(様式第2号)

(2) 協働のまちづくり事業実施スケジュール(様式第3号)

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(協働事業の審査及び選考)

第6条 自治会等から提案された協働事業の審査及び選考は、時津町庁議規程(平成10年規程第11号)に規定する部長等会議(以下「部長等会議」という。)で行い、その結果を町長に報告するものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第7条 町長は、前条の規定による部長等会議の決定を参考に、協働事業として採択したとき、又は不採択としたときは、その旨を提案した自治会等に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により採択した協働事業の概要及び協働事業を提案した自治会等の名称等について公表するものとする。

(経費負担)

第8条 町長は、前条の規定により採択した協働事業(以下「協働実施事業」という。)を行うに当たり、予算の範囲を限度とし、経費を負担できるものとする。

(進ちょく状況の聴取及び調査)

第9条 町長は、必要に応じ、協働実施事業の進ちょく状況について、事業を実施する自治会等から聴取し、又は調査を行うことができるものとする。

(変更等)

第10条 自治会等は、協働実施事業の内容を変更し、又は協働実施事業を中止し、

若しくは廃止しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 自治会等は、協働実施事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は協働実施事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けるものとする。

(報告書等の提出)

第11条 自治会等は、協働のまちづくり事業に関する報告書(様式第4号)に町長が必要と認める書類を添えて協働実施事業完了後1箇月以内に、町長に提出するものとする。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

制定文 抄

平成26年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月31日告示第25号)

(適用期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の適用の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



様式第2号（第5条関係）

協働のまちづくり事業に関する企画書（地域プラン）

団体名

1 事業名	
2 事業の詳細	
3 実施体制	
4 役割分担	【提案団体の役割】
	【町の役割】
5 協働の効果	

※町の担当課との協議経過等
---------------



様式第4号（第11条関係）

年 月 日

時 津 町 長 あて

団 体 名

代 表 者 名

所 在 地

電 話 番 号 — —

協働のまちづくり事業に関する報告書

協働のまちづくり事業の採択通知を受けた事業が完了しましたので、時津町協働のまちづくり事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名	
2 事業期間	自 年 月 日 至 年 月 日
3 実施場所	
4 参加者数	
5 事業実施内容及びその成果	
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 町長が必要と認める書類

